

公益社団法人 愛知県診療放射線技師会

主催と共催ならびに後援する事業規約

平成 22 年 9 月 21 日制定
平成 30 年 3 月 19 日改正
令和 2 年 10 月 19 日改正

1. 趣旨

公益社団法人愛知県診療放射線技師会（以下「本会」という）は、定款第 3 条及び第 4 条に基づいて、職業倫理及び資質の向上を図り愛知県民の健康保持及び福祉の増進に寄与する目的で催行する事業を、主催する事業と共催する事業または後援する事業として区別し、各事業への参画の手続きと報告を明文化する。

2. 定義

- ① 会員とは、本会の正会員および賛助会員とする。
- ② 主催とは、本会が中心となり催行するものをいう。
- ③ 共催とは、本会以外の事業者又は会員と共同で催行するものであって資財の授受を伴うものをいう。
- ④ 後援とは、本会以外の事業者又は会員が催行するものであって資財の授受を伴わないものをいう。

3. 主催する事業

本会は、以下の事業を主催する。

- ① 組織運営規定第 11 条 6 項による、福利厚生に関する事業。
- ② 組織運営規定第 12 条 2 項による、技術講習会、研修会および学会等。
- ③ 組織運営規定第 13 条 1 項ならびに 3 項による、県民公開講座。
- ④ 組織運営規定第 13 条 1 項ならびに 3 項による、地区開催の医療放射線展。
- ⑤ その他、定款および諸規定により必要と思われる事業。

4. 共催する事業

本会は、組織運営規定 11 条 2 項による「サマーセミナー」「新春セミナー」、および第 12 条 1 項ならびに 2 項による「さつきセミナー」「技師フォーラム」「中部放射線医療技術学術大会」ならびに「東海四県放射線技師学術大会」を共催する。その他、共催を申請したものであって、以下に相当する事業については共催する。

- ① 公益社団法人日本診療放射線技師会（以下「日本放射線技師会」という）または公益社団法人日本放射線技術学会（以下「放射線技術学会」という）より申請があった事業であって、常務理事会に諮り承認されたもの。
- ② 他の都府県放射線技師会および放射線技術学会中部部会より申請のあった事業であって、常務理事会に諮り承認されたもの。ただし、当該事業がすでに企業との共催となっている場合は、これを認めない。当該事業を企業が後援するものについては、これを認める。
- ③ 組織運営規定第19条に掲げる地区の放射線技師会が行う研修事業のうち、対象を本会に所属する全ての会員とするものであって、常務理事会に諮った後、理事会により承認されたもの。
- ④ 会員が開催する事業で前項までに定めのないものであって、常務理事会に諮った後、理事会により承認されたもの。ただし、当該事業がすでに企業との共催となっている場合は、これを認めない。当該事業を企業が後援するものについては、これを認める
- ⑤ ①および②の事業については、理事会で報告する。

5. 後援する事業

- ① 本会は、事業への後援を申請したものであって、以下に相当する事業については後援する。
 - (ア) 会員より事業への参画が求められたときは、4に定められる共催事業に該当しない場合であって、常務理事会に諮り承認された事業。
- ② 後援する事業については、理事会で報告するとともに、必要に応じて適切な人材を事業の催行組織に派遣し運営の協力を行う。

6. 広告

本会は、以下の広告をする。ただし、ウェブサイト（以下「ホームページ」という）における広告は、別途定める「ウェブサイトに関する管理・運用規約」による。

- ① 主催する事業は、本会会誌と愛放技通信およびホームページ等の各媒体による広告。
- ② 共催する事業は、本会会誌と愛放技通信およびホームページ等の各媒体による広告。
- ③ 後援する事業は、事業を催行するものが申請時に希望した場合にあってはホームページによる広告。

7. ポイント

本会は、以下のポイントの申請を行う。

- ① 主催する事業については、②ならびに③については、日本放射線技師会生涯

教育ポイント。⑤については、常務理事会に諮り適格と思われる事業についての日本放射線技師会生涯教育ポイント。

- ② 共催する事業については、常務理事会に諮り適格と思われる事業についての日本放射線技師会生涯教育ポイント。
- ③ 後援する事業については、常務理事会に諮り適格と思われる事業についての日本放射線技師会生涯教育ポイント。
- ④ その他、当該事業者が申請する各種の認定ポイント取得に対する協力は、常務理事会に諮り必要と認めるときはこれを行う。

8. 負担

本会は、以下の負担を負う。

- ① 主催する事業については、催行に係る資財の負担を負う。
- ② 共催する事業については、常務理事会に諮り必要と認められるときは催行に係る応分の資財の負担を負うことがある。
- ③ 後援する事業については、催行に係る資財の負担を負わない。ただし、研修室の使用については、別途定める「研修室利用規約」により使用を認める。

9. 手続

本会へ共催又は後援を依頼しようとするものは、以下の手続を行わなければならない。

- ① 事業の趣旨説明と事業計画を、書面をもって本会会長に申請すること。書面の様式は指定しない。書類の送付先は、本会事務所とする。
- ② 本会は、書類の受領後に常務理事会に諮った後に、必要と認めるときは理事会の審議を経て、申請者に報告する。
- ③ 常務理事会又は理事会が必要と認めるときは、申請者を招聘し趣旨説明を求めることができる。

10. 報告

共催事業または後援事業を催行した申請者または主たる事業者は、本会に対し遅滞なく以下の報告をしなければならない。

- ① 共催事業にあつては、事業報告ならびに会計報告。
- ② 後援事業にあつては、事業報告。ただし、会員の資財の授受を伴った場合は、事業報告ならびに会計報告。

11. その他

この規約を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この規約は、平成 22 年 9 月 21 日から施行する。
2. この規約は、平成 30 年 3 月 19 日から施行する。
3. この規約は、令和 2 年 10 月 19 日から施行する。